

## 白山市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

白山市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、地域の活性化と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地域の活性化及び市民サービスのより一層の向上等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 高齢者支援に関すること
- (3) 障害者支援に関すること
- (4) 少子化対策に関すること
- (5) 女性活躍・ワークライフバランスの推進に関すること
- (6) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進に関すること
- (7) 白山手取川ジオパークに関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社に実施させることができる。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求ることはできないものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則 従前より甲と乙との間で締結している次の協定については、本協定締結後も引き続き効力を有するものとする。

- (1) 白山市高齢者見守り活動等に関する協定書

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年10月30日

甲 白山市

市長

田村 敏和

乙 第一生命保険株式会社

金沢支社長

原田 幸治